

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次

目 次	ページ
規 則	
○北海道立農業大学校管理規則の一部を改正する規則…………… (技術普及課)	52
○北海道立北の森づくり専門学院管理規則の一部を改正する規則…………… (林業木材課)	52
告 示	
○特定調達契約に係る資格に関する公示…………… (広報広聴課)	53
○特定調達契約に係る入札の公告…………… (広報広聴課)	54
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定… (循環型社会推進課)	55
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定…………… (治山課)	55
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定 (2件)…………… (治山課)	55
○都市計画の変更の決定…………… (都市計画課)	56
道立病院局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	56
道監査委員公表	
○令和5年度に係る財政的援助団体等監査の結果に対する措置状況の公表……………	56

規 則

北海道立農業大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和8年2月24日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第4号

北海道立農業大学校管理規則の一部を改正する規則

北海道立農業大学校管理規則（昭和49年北海道規則第45号）の一部を次のように改正する。

第12条の4第1項中「」第8条第1項を「。次項において「大学等修学支援法」という。）第4条第1項」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定により校長が行う授業料等の減免の額は、次の各号に掲げる授業料等減免対象者（大学等修学支援法第4条第1項に規定する授業料等減免対象者をいう。以下この項において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 大学等修学支援法第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者 入校料の額及び授業料の年額

(2) 大学等修学支援法第4条第2項第2号に掲げる授業料等減免対象者 当該授業料等減免対象者に係る減免額算定基準額（大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号に規定する減免額算定基準額をいう。）の次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める額（イ又はウに定める額に100円未満の端数がある場合には、これを100円に切り上げた額）

ア 100円未満 入校料の額及び授業料の年額

イ 100円以上2万5,600円未満 入校料の額に3分の2を乗じて得た額及び授業料の年額に3分の2を乗じて得た額

ウ 2万5,600円以上5万1,300円未満 入校料の額に3分の1を乗じて得た額及び授業料の年額に3分の1を乗じて得た額

別記第3号様式中「万一本人が貴校に迷惑を与えたときは、保証人が一切の責めを引き受けます」を「保証人は、本人の在校中に生じた授業料の納付及び不法行為等による損害の賠償について、32万6,400円（授業料の年額の2年分）を極度額として、その債務を履行します」に、「ここに、保証人と連署して誓約します。」を

「ここに、保証人と連署して誓約します。」

に改める。

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。」

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の北海道立農業大学校管理規則第12条の4第1項及び第2項の規定は、令和7年4月1日から適用する。

北海道立北の森づくり専門学院管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和8年2月24日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第5号

北海道立北の森づくり専門学院管理規則の一部を改正する規則

北海道立北の森づくり専門学院管理規則（令和元年北海道規則第35号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「」第8条第1項を「。次項において「大学等修学支援法」という。）第4条第1項」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定により学院長が行う授業料等の減免の額は、次の各号に掲げる授業料等減免対象者（大学等修学支援法第4条第1項に規定する授業料等減免対象者をいう。以下この項において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 大学等修学支援法第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者 入学料の額及び授業料の年額
- (2) 大学等修学支援法第4条第2項第2号に掲げる授業料等減免対象者に係る減免額算定基準額（大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号に規定する減免額算定基準額をいう。）の次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める額（イ又はウに定める額に100円未満の端数がある場合には、これを100円に切り上げた額）
- ア 100円未満 入学料の額及び授業料の年額
- イ 100円以上2万5,600円未満 入学料の額に3分の2を乗じて得た額及び授業料の年額に3分の2を乗じて得た額
- ウ 2万5,600円以上5万1,300円未満 入学料の額に3分の1を乗じて得た額及び授業料の年額に3分の1を乗じて得た額
- 別記第3号様式中「万一」を削り、「迷惑を与えたときは、保証人が一切の責めを引き受けます」を「おける教育を受けるに当たっては、保証人は、本人に対し、諸規則を守り、専心修学に努めるよう指導し、及び支援する責任を負うとともに、本人の在学中に生じた授業料の納付について、32万6,400円（授業料の年額の2年分）を極度額として、その債務を履行します」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の北海道立北の森づくり専門学院管理規則第14条第1項及び第2項の規定は、令和7年4月1日から適用する。

告 示

北海道告示第77号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和8年2月24日

北海道知事 鈴木直道

1 資格及び調達をする特定役務の種類

令和8年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第4号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 令和8年2月24日に一般競争入札の公告を行う令和8年度広報紙「ほっかいどう」制作及び配布業務
- (2) 資 格 令和8年度広報紙「ほっかいどう」制作及び配布業務の資格（以下「資格」という。）
- (3) 特定役務の種類 令和8年度広報紙「ほっかいどう」制作及び配布業務
- #### 2 資格要件
- 平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。
- (1) 道の指示に基づき、広報紙の制作及び配布等に関し、対面や各種通信手段の活用により速やかに協議できる体制が整っており、書類受け渡しのため来庁が可能であること。（1号の制作ごとに複数回実施。）
- (2) 資格審査を申請する日の直前2年間に、国又は地方公共団体と本業務と同種の契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
- #### 3 資格要件の特例
- 平成16年北海道告示第447号の2の(3)による。
- #### 4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法
- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、令和8年2月24日（火）から同年3月16日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
- (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量250グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、資格に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
また、北海道総合政策部知事室広報広聴課のホームページ（<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tkk/index.html>）においてダウンロードすることができる。
- (3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
- #### 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該有効期間の更新手続並びに資格の喪失
- 平成16年北海道告示第447号の3の(1)及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(1)による。
- #### 6 資格に関する事務を担当する組織
- (1) 名 称 北海道総合政策部知事室広報広聴課
- (2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
- (3) 電 話 番 号 011-204-5110

北海道告示第78号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和8年2月24日

北海道知事 鈴木直道

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

令和8年度広報紙「ほっかいどう」制作及び配布業務 一式

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

令和8年北海道告示第77号に規定する令和8年度広報紙「ほっかいどう」制作及び配布業務の資格を有すること。

3 企画提案書の提出の時期、提出の方法及び提出先

(1) 提出の時期 令和8年2月24日（火）から同年3月16日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで（送付による場合は、同月16日（月）午後5時までに必着）

(2) 提出の方法 企画提案書の提出先の指示により作成した企画提案書を提出しなければならない。

(3) 提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合政策部知事室広報広聴課

4 契約条項を示す場所

北海道総合政策部知事室広報広聴課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎塔屋共用1号会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合政策部知事室広報広聴課）

(2) 入札日時 令和8年4月6日（月）午後1時30分（送付による場合は、同日午後1時30分までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量250グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道総合政策部知事室広報広聴課のホームページ（<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tkk/index.html>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。（落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。）

(1) 入札の方法及び落札者の決定

この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札の方法によるので、入札に参加しようとする者は、入札書及びあらかじめ契約の対象となる役務の仕様書で指示している提案事項を記載した企画提案書を提出しなければならない。

また、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち、同条第3項の規定による落札者決定基準により、価格その他の条件が最も有利なものをもって入札をしたものを落札者とする。

なお、開札において、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者及びその入札価格のみを発表することとするが、落札者は、落札者決定基準に基づき、入札価格及び提案内容を評価の上、後日決定し、当該落札者及びその他の入札者に対し通知する。

(2) 落札者決定基準

入札説明書による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 契約の履行

(1) この契約に係る監督又は検査の際に、提案書による性能、機能、技術等の提案内容のとおり履行されていないときは、道の請求により提案内容のとおり修補又は再履行しなければならない。

(2) 提案内容のとおり修補又は再履行が困難であると認められるとき又は合理的でないと認められるときは、(1)に規定する修補又は再履行に代えて、契約金額から提案内容の

不履行部分に相当する額を減額し、若しくは提案内容の不履行による損害賠償を請求し、又は契約金額から提案内容の不履行部分に相当する額を減額するとともに提案内容の不履行による損害賠償を請求することがある。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道総合政策部知事室広報聴課
- (2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
- (3) 電話番号 011-204-5110

12 Summary

- A Nature and quantity of the services to be procured : Production and distribution of public relations paper "Hokkaido"
- B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., April 6, 2026
(If mailed, bids must arrive no later than 1 : 30 P.M., April 6, 2026)
- C Contact : Public Relations and Opinions Division, Office of the Governor, Department of Policy Planning and Coordination, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5110

北海道告示第79号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域として指定する。

令和8年2月24日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 指定番号 第438号
- (2) 指定の区域 名寄市字弥生115番（指定区域を明示した平面図に示す部分に限る。）
- (3) 埋立地の区分 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第1号
- 2(1) 指定番号 第439号
- (2) 指定の区域 紋別郡遠軽町向遠軽373番1、374番1（指定区域を明示した平面図に示す部分に限る。）
- (3) 埋立地の区分 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第1号

3(1) 指定番号 第440号

(2) 指定の区域 苫前郡羽幌町字高台327番4（指定区域を明示した平面図に示す部分に限る。）

(3) 埋立地の区分 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第1号

（「指定区域を明示した平面図」は、省略し、その図面を北海道環境生活部環境保全局循環型社会推進課及び区域を所管する総合振興局又は振興局保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第80号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和8年2月24日

北海道知事 鈴木直道

- 1 保安林予定森林の所在場所 空知郡南富良野町字落合1236の1・1237・1241（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 指定の目的 水源の涵養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び南富良野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第81号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和8年2月24日

北海道知事 鈴木直道

- 1 解除予定保安林の所在場所 上川郡新得町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び新得町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第82号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和8年2月24日

北海道知事 鈴木直道

- 解除予定保安林の所在場所 上川郡清水町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び清水町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第83号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

令和8年2月24日

北海道知事 鈴木直道

- 都市計画の種類 公園
- 都市計画を定めた土地の区域
 - 名称 9・5・1号 釧路圏道立広域公園
 - 位置 白糠郡白糠町トーパラベツの一部
（縦覧に供する都市計画の図書のとおりに）

- 業務用電力（平日休日別）
 - 基本料金（1kW当たりの単価） 1,306kW
 - 電力量料金（平日）（1kWh当たりの単価） 3,706,600kWh
 - 電力量料金（休日）（1kWh当たりの単価） 1,627,800kWh

- 業務用電力（時間帯別）
 - 基本料金（1kW当たりの単価） 500kW
 - 電力量料金（昼間）（1kWh当たりの単価） 925,300kWh
 - 電力量料金（夜間）（1kWh当たりの単価） 1,301,300kWh

2 落札を決定した日

令和8年1月26日

3 落札者の氏名及び住所

- 氏名 北海道電力株式会社
- 住所 札幌市中央区大通東1丁目2番地

4 落札金額

- 1の(1)のア 677.83円
- 1の(1)のイ 21.23円
- 1の(1)のウ 20.20円
- 1の(2)のア 560.98円
- 1の(2)のイ 25.69円
- 1の(2)のウ 19.91円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和7年12月5日付け北海道道立病院局告示第27号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- 名称 北海道道立病院局総務課
- 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

道立病院局告示

北海道道立病院局告示第5号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和8年2月24日

北海道病院事業管理者 井上聡巳

- 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量
各道立病院庁舎で使用する電力

道監査委員公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した令和5年度に係る財政的援助団体等の監査の結果に基づき講じた措置について、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

なお、「次のとおり」については、北海道監査委員事務局総括監査課及び北海道総務部行政局文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政

情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供するほか、北海道監査委員事務局のホームページ
(URL <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kj/skk/>) から閲覧することができる。

令和8年2月24日

北海道監査委員 村 木 中
北海道監査委員 松 山 丈 史
北海道監査委員 深 瀬 聡
北海道監査委員 佐 藤 則 子

正 誤

○令和7年12月12日(本号第667号)

北海道告示第551号(農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定)中に
次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行

16 左 27

誤 島牧郡島牧村(次の図に示す部分に限る。)

正 島牧郡島牧村(国有林。次の図に示す部分に限る。)、島牧村(次の図に示す
部分に限る。)
